

第5次男女共同参画基本計画 (説明資料)

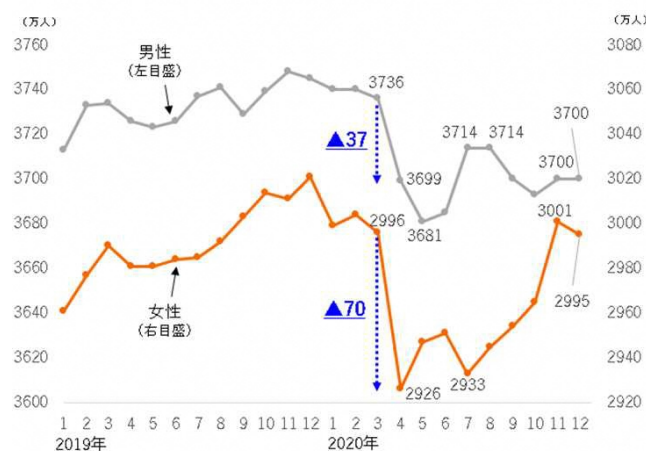
～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

令和2年12月25日
閣議決定

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

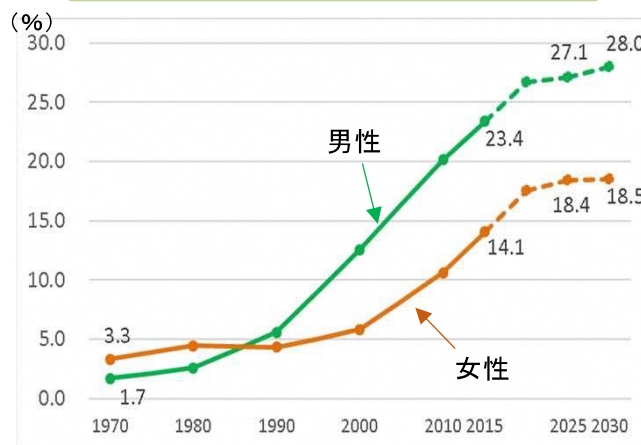
- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

就業者数の推移



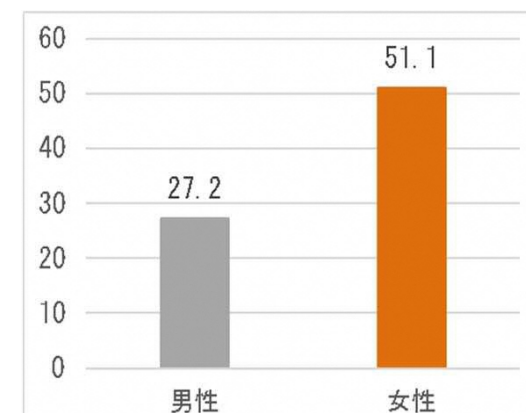
（出典）総務省「労働力調査（基本集計）」

50歳時の未婚割合



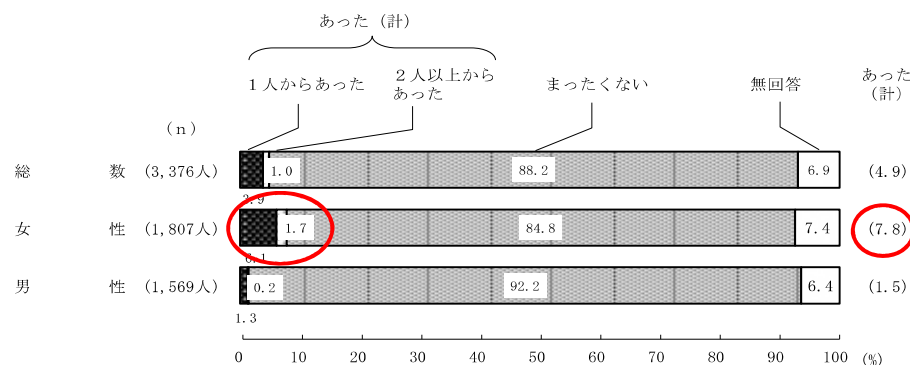
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2020）」、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018（平成30）年推計）」より作成。

90歳まで生存する者の割合



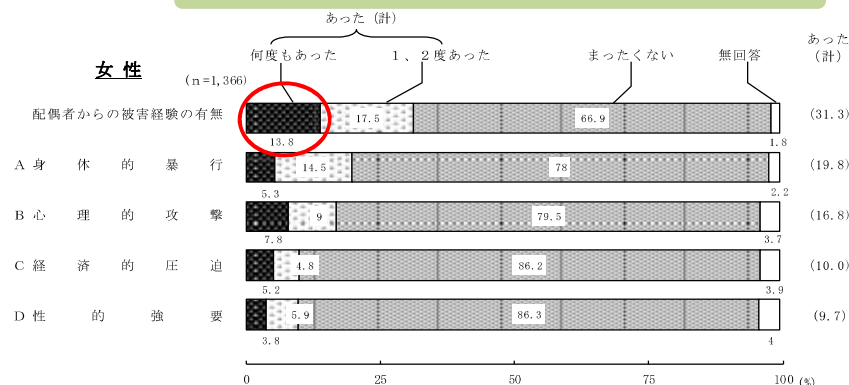
（出典）令和元年に出生した者が90歳まで生存する割合を、厚生労働省「簡易生命表」より作成。

無理やりに性交等された被害経験の有無



（出典）内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

配偶者からの暴力の被害経験



（出典）内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

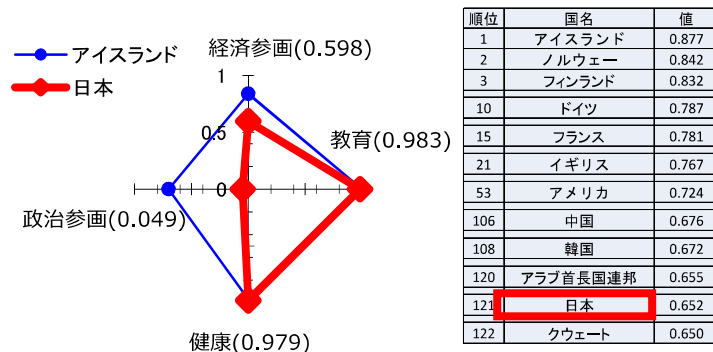
※配偶者：婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）を含む。

第2部 政策編

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本認識のポイント

「世界経済フォーラム」(ダボス会議) ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位

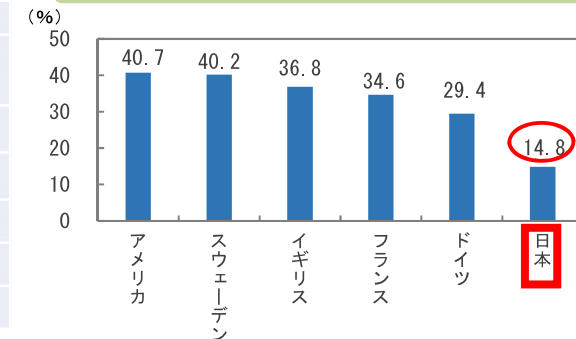


衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・ 法的候補者クォータ制 ・ 政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・ 政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・ 政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・ 法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟 (2020年10月時点)
下院又は一院制議会における女性議員割合。

管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT' (2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- 女性は我が国の人口の51.3%、有権者の51.7%を占めている。政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、持続可能な社会、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。
- 政府は、2003年に「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきた。この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった。4次計画では、女性活躍推進法の改正や、政治分野における男女共同参画推進法の成立など各主体の取組が始まった。
- しかしながら、我が国の指導的地位への女性の参画は、国際的に見て非常に遅れている。全体として30%の水準に到達しそうとは言えないものの、それに向けた道筋をつけてきた。政治分野では、政治分野における男女共同参画推進法に基づく取組が進んできている。経済分野では、女性就業者数や上場企業の女性役員が増加するなど、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。
- 2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す。

【進捗が遅れている要因】

政治分野

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

社会全体

- ・ 固定的な性別役割分担意識

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

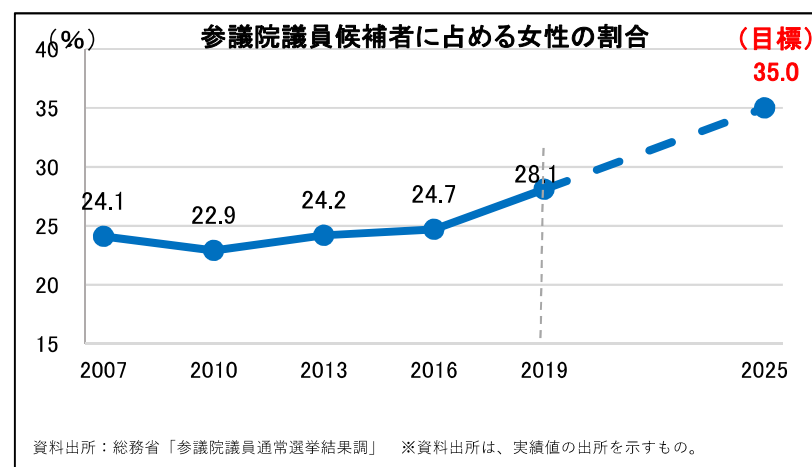
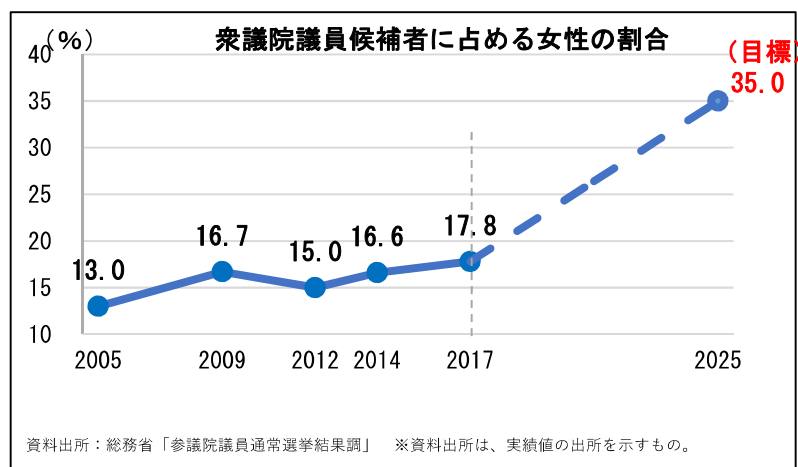
主な具体的取組と成果目標 ～政治分野～

【政党における取組の促進】

- ・ 政党に対し、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、**国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請。**その際、**衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。**
- ・ **各政党における取組状況を調査・公表する。**

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8%（2017年）	35%（2025年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。



【地方議会における取組の促進】

- ・ 出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、**三議長会に対し標準会議規則の改正を要請。**
- ・ **政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供を検討。**

項目	現状	目標（期限）
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

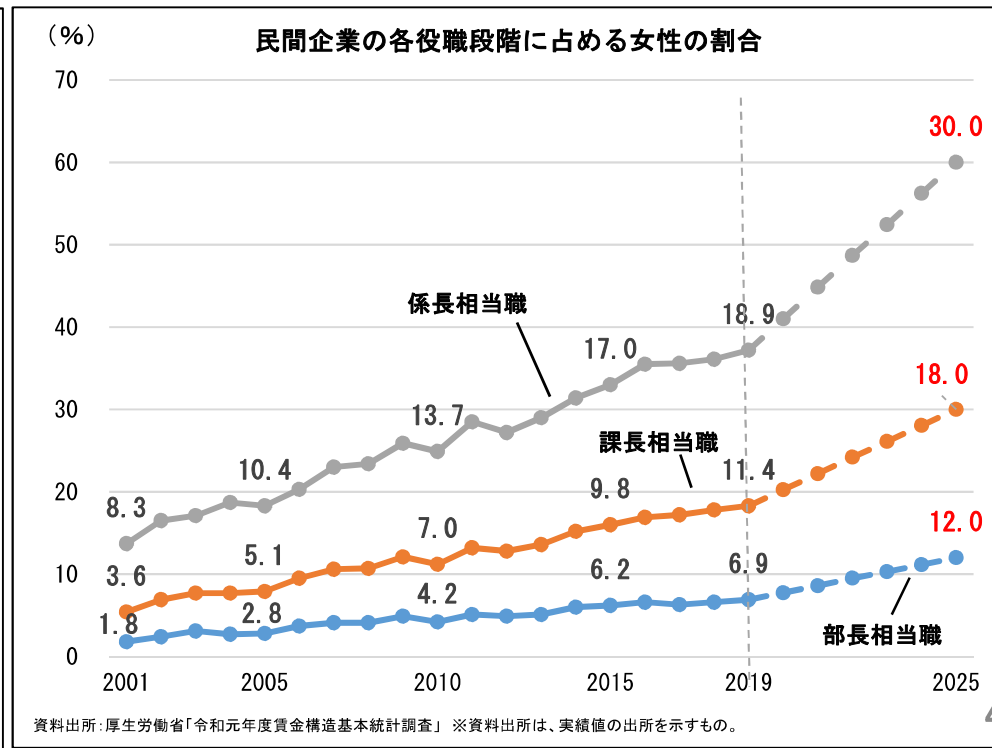
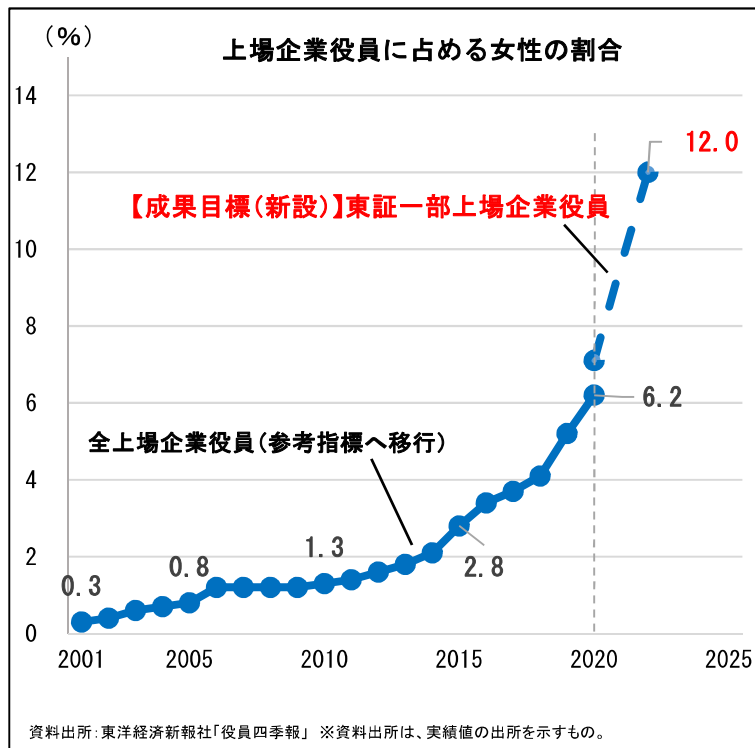
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な具体的取組と成果目標 ～経済分野～

- ・改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図る。企業向けの相談会・説明会の実施や個別企業訪問により女性活躍の取組を行う中小企業を支援する。
- ・企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を収集し、周知する。また、企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行う。
- ・有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用が進んでいない要因の調査等を通じ、女性活躍に積極的に取り組む企業が評価されることや、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努める。

項目	現状	成果目標（期限）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	18.9%（2019年）	30%（2025年）
課長相当職	11.4%（2019年）	18%（2025年）
部長相当職	6.9%（2019年）	12%（2025年）
東証一部上場企業役員に占める女性の割合※1	—	12%（2022年）※2

※1 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。
 ※2 5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。



第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な具体的取組と成果目標 ～司法分野～

【検察官】

- ・女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を進める。

項目	現状	成果目標(期限)
検察官(検事)に占める女性の割合	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)

【裁判官】

- ・最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する。
- ・出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性裁判官や、様々な役割を担って各裁判所で活躍する女性裁判官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を要請する。

【弁護士】

- ・出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなっていく教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を要請する。

主な具体的取組と成果目標 ～行政分野～

【国家公務員・地方公務員】

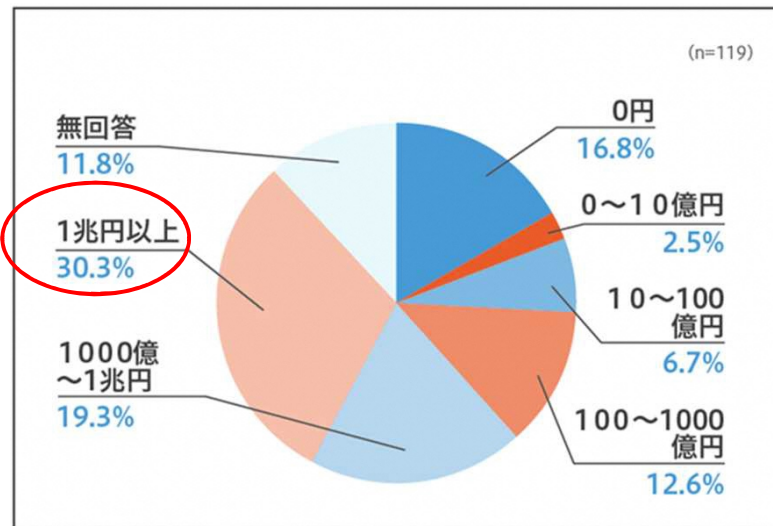
- ・女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与による育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は超えてから将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める。
- ・男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進する。

項目	現状	成果目標(期限)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(本省)	26.5%(2020年7月)	30%(2025年度末)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	22.8%(2019年7月)	35%(2025年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.3%(2020年7月)	17%(2025年度末)
本省課室長相当職	5.9%(2020年7月)	10%(2025年度末)
指定職相当	4.4%(2020年7月)	8%(2025年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	12.4%(2018年度)	30%(2025年)
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0%(2019年度)	30%(2025年)

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

基本認識のポイント

ESG投資の広まり



(出典) 内閣府「ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究アンケート調査」(2019年)

女性の就業率(年齢階級別)



(出典) 総務省「労働力調査(基本集計:長期時系列表)」

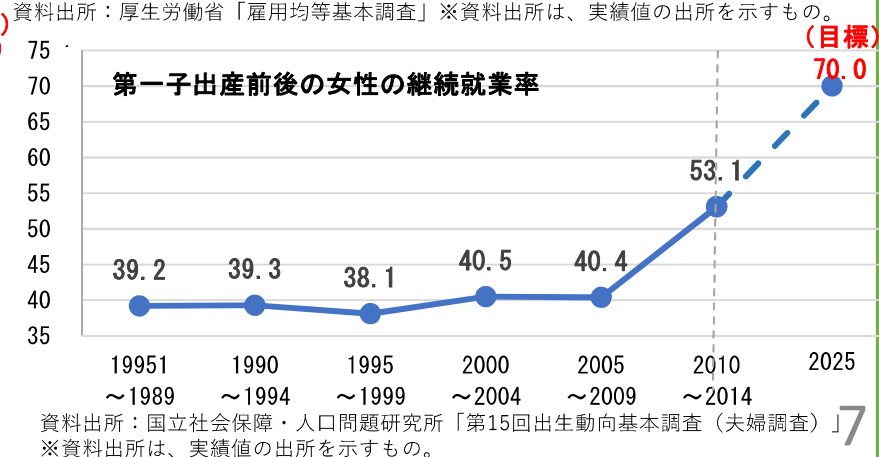
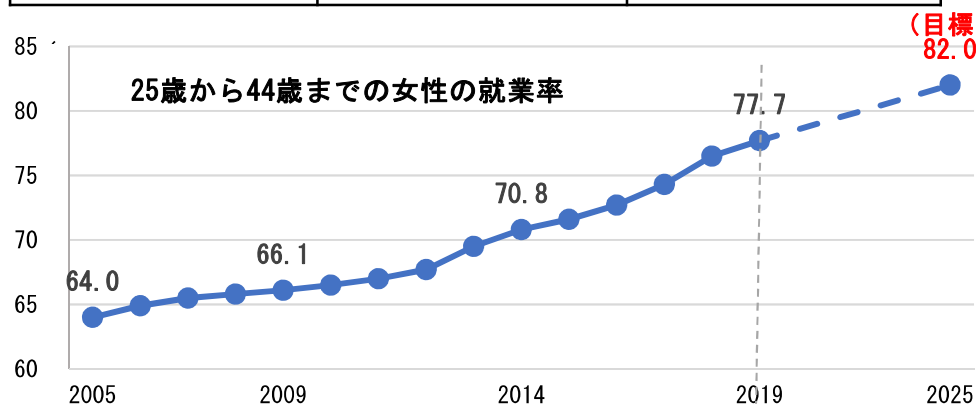
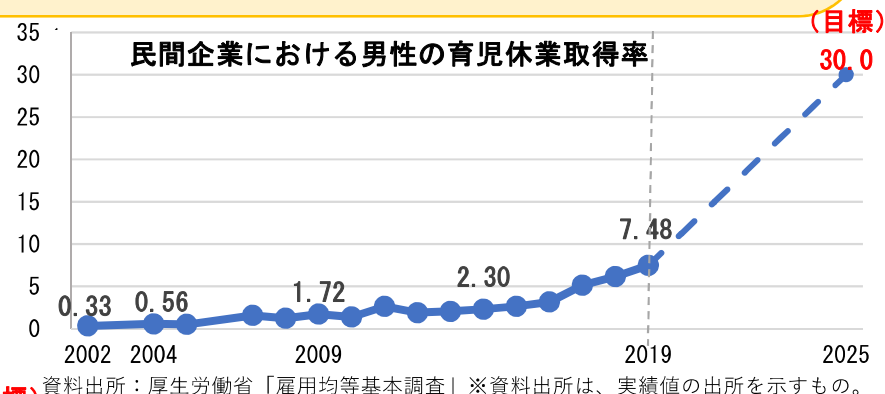
- 働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、**個人の幸福(well-being)の根幹**。
我が国社会経済の活力向上の観点からも、我が国企業が国内外の人材や投資家から選ばれるためにも極めて重要。
- 働きたい人全てが、**仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要。**
- 性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメント等、**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠の前提**。また、**就活セクハラ**は、就職をしたいという学生の弱みに付け込むような行為。その防止に向けた取組を行うことは重要。
- 非正規雇用労働者の待遇改善**に取り組むとともに、**正規雇用労働者への転換**に向けた一層の取組が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大**により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、必要に応じ適切な対応を行うことが重要。**テレワークの活用**を全国的に一層促進することも重要。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

主な具体的取組と成果目標

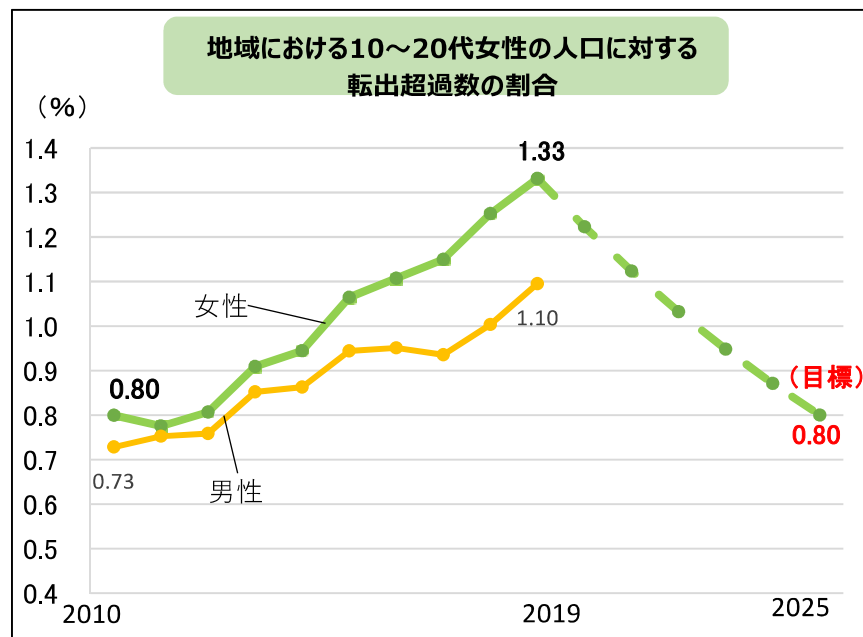
- ・ 男性の育児休業の取得促進のために、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について事業主へ義務づけること等を検討し、今通常国会に必要な法案の提出を図る。
- ・ 就活セクハラ防止のため、実態を把握するとともに、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応する。また大学等の対応事例について学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行う。
- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の円滑な施行に取り組み、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る。
- ・ 非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、正規雇用労働者転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、助成等により企業の取組を支援する。
- ・ 再就職希望者を含む社会人等の就労、スキルアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるためのリカレント教育を推進し、学び直し等の充実を図る。

項目	現状	成果目標（期限）
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48%（2019年度）	30%（2025年）
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%（2019年）	82%（2025年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1%（2015年）	70%（2025年）



第3分野 地域における男女共同参画の推進

基本認識のポイント



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

※ 割合の算出にあたっては、地域の転出超過数を地域の人口で除している。

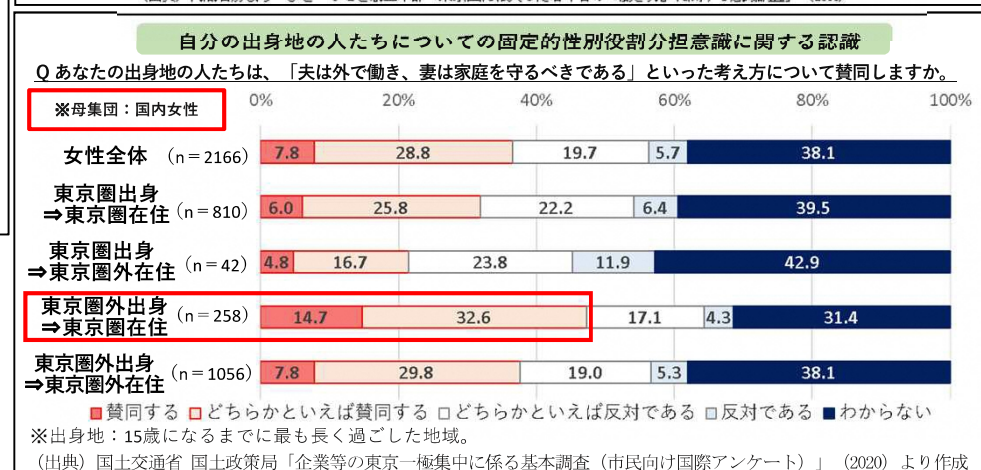
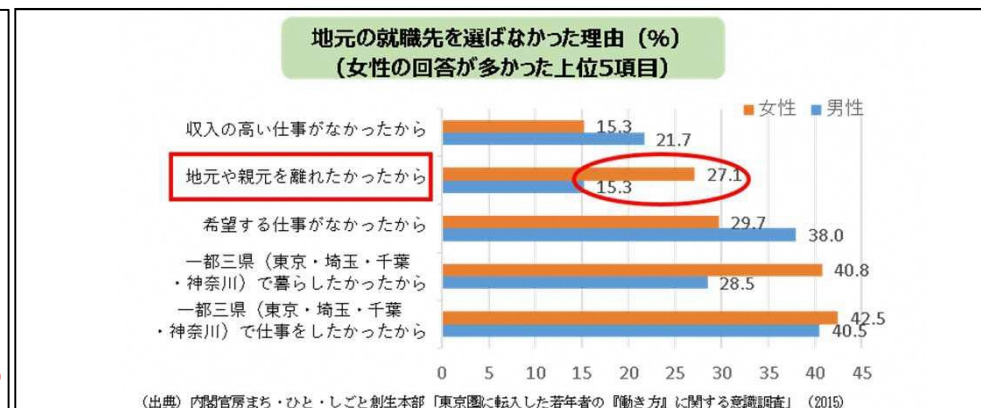
(地域の転出超過数/地域の人口)

地域：3大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）を除く36都道府県

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県



○地方部では**深刻な人口流出や少子高齢化**に直面。また、近年、**若い女性の大都市圏への転入超過**が増大。地方出身者が地元の就職先を選ばなかった理由として、女性では「**地元や親元を離れたかった**」が高くなっている。その背景として、**固定的な性別役割分担意識等が根強く存在**しており女性の居場所と出番を奪っていることなどが考えられる。**女性にとって魅力的な地域を作らなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない**。地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な人材の確保・定着につながり、**地域経済の持続的な発展**にとって不可欠。

○一方で、田園回帰の動きも見られ、**地方と関わる都市部の女性は増加**しており、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの活用など、**地方の女性の働き方に関する新たな可能性ももたらされている**。

○就農人口が減少する中で、**農林水産業の持続性の確保**のために女性活躍に向けた支援が不可欠。また、地域活動（PTA、自治会・町内会等）では、多様化する課題の解決に、**多様な担い手が必要であり、性別により役割を固定化しないことが重要**。

第3分野 地域における男女共同参画の推進

主な具体的取組と成果目標

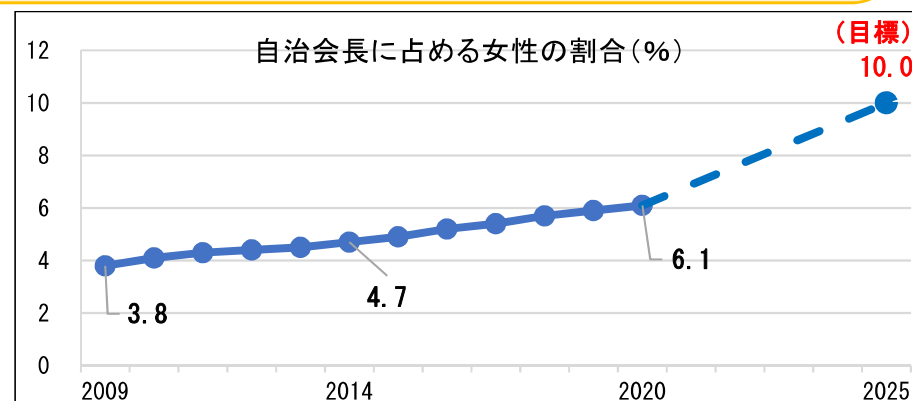
- ・ 地方公共団体が、**女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援**など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、**地域女性活躍推進交付金**等で支援する。
- ・ 農業委員や農業協同組合等の**理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組**により、農林水産業における**政策・方針決定過程への女性参画**の推進を図るとともに、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用などにより、**農林水産業において女性が能力を発揮できる環境を整備**する。
- ・ 自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる**女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成**を図る。
また、**男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方**を提示するとともに、**優良事例の横展開**を図る。

有効求人倍率（令和2年12月）

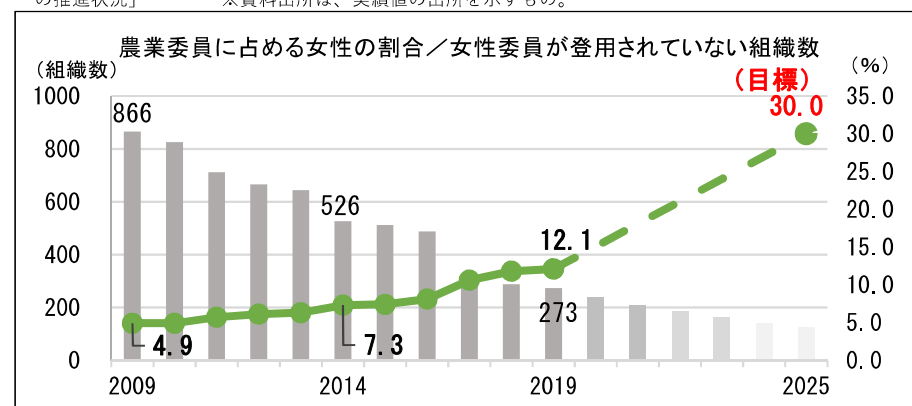
全体	1.03
情報処理・通信技術者	1.23
一般事務	0.27

（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」

項目	現状	成果目標 （期限）
地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	1.33% （2019年）	0.80% （2025年）
自治会長に占める女性の割合	6.1% （2020年度）	10% （2025年度）
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	273/1,703 （2019年度）	0 （2025年度）
農業委員に占める女性の割合	12.1% （2019年度）	20%（早期）、 更に30%を目指す （2025年度）



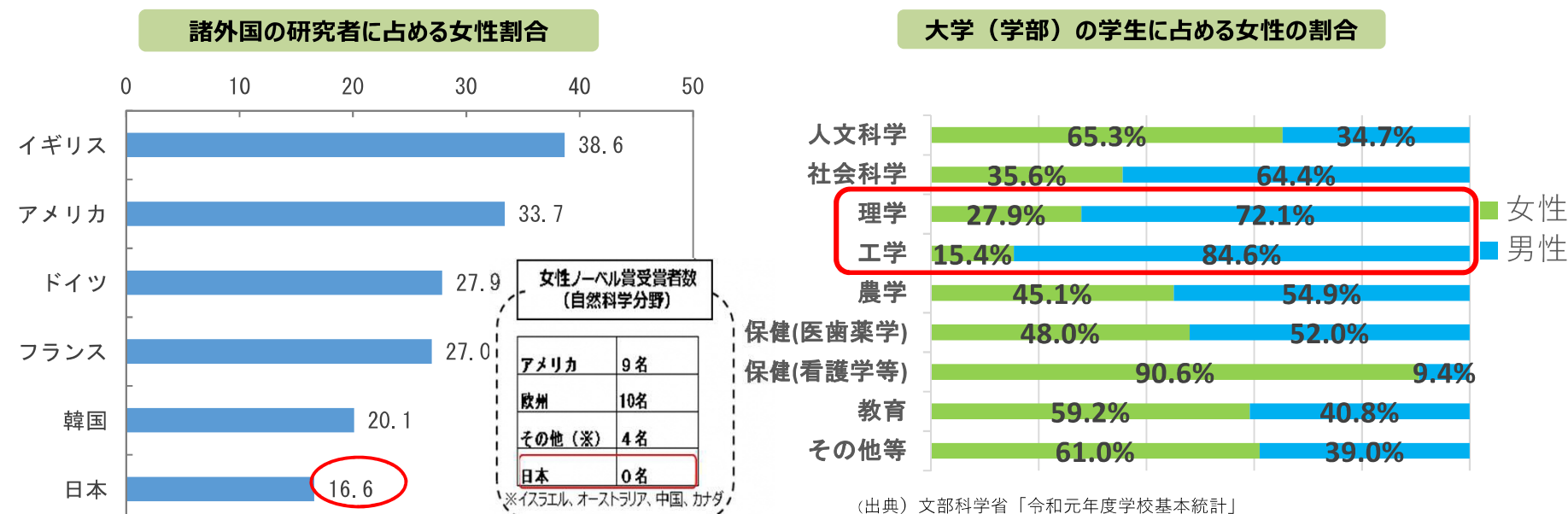
資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」※資料出所は、実績値の出所を示すもの。



資料出所：農林水産省調べ「農業委員への女性の参画状況」※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本認識のポイント



(出典) 総務省「科学技術研究調査」(令和元年), OECD「Main Science and Technology Indicators」, 米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)「Science and Engineering Indicators」

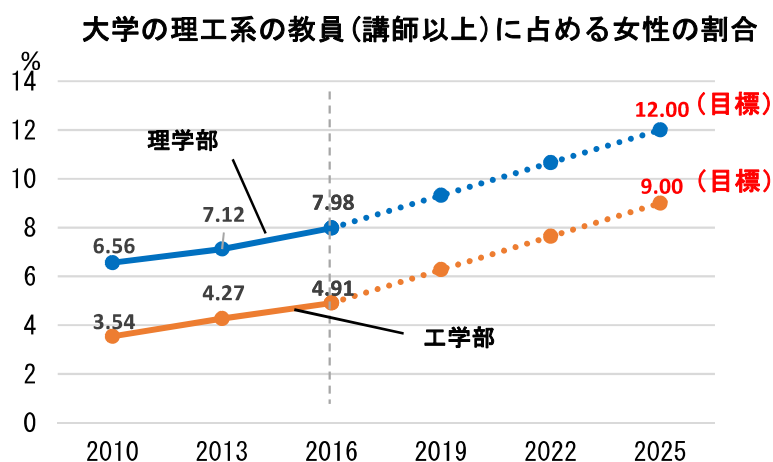
- 最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、**男女が共に参画し、その恩恵を享受できる**ことが重要。
- 体格や身体の構造と機能の違い、加齢に伴う変化など、**性差を考慮した研究・技術開発**が求められる。これは**イノベーションの創出**にもつながる。**多様な視点や発想**を取り入れていくことが必要であり、**差別的扱いを受けることなく女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮**できる環境の整備が求められる。
- 研究職・技術職に占める女性の割合は低水準にとどまっている。大学・大学院生の理工系の女性比率も低い。女性の更なる参画拡大のため、**経営層や現場のトップ、上位職への女性登用推進**に向けた大学、研究機関、学術団体、企業などへの**積極的改善措置**の取組支援が必要。
- 研究者・技術者が活動を継続できるよう、**男女双方に対する研究等と育児・介護等の両立支援**は不可欠。
- 次代を担う女性の科学技術人材を育成**することも重要。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

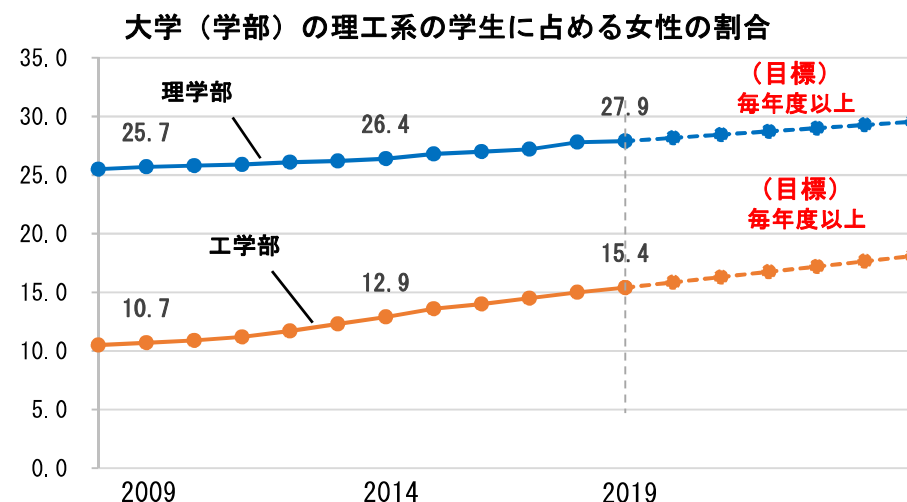
主な具体的取組と成果目標

- ・ 科学技術・学術関連機関の**理事長・学長・研究所所長の女性比率**を把握し、公表する。
- ・ 国が関与する**競争的研究費の採択条件**に、事業の特性も踏まえつつ、**男女共同参画の視点の有無と取組状況や、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する項目の設定**を進める。
- ・ 若手研究者の**ポスト拡大**に向けた施策や、若手研究者向けの**研究費等の採択**において、**育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件**となるよう促す。
- ・ 大学や研究機関に対して、**アカデミックハラスメント**など各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、**各種ハラスメント防止等の周知徹底**を行う。また、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。
- ・ 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対して、理工系進路選択のメリット、理工系分野の仕事内容やキャリアに関する理解を促すとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払しょくに取り組み、**女子生徒の理工系進路選択を促進**する。

項目	現状	成果目標（期限）
大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合	理学系：8.0%、工学系：4.9% （2016年）	理学系：12.0%、工学系：9.0% （2025年）
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：27.9%、工学部：15.4% （2019年）	前年度以上 （毎年度）



資料出所：文部科学省「教員統計調査」
※資料出所は、実績値の出所を示すもの



資料出所：文部科学省「学校基本統計」（各年5月1日現在）
※資料出所は、実績値の出所を示すもの

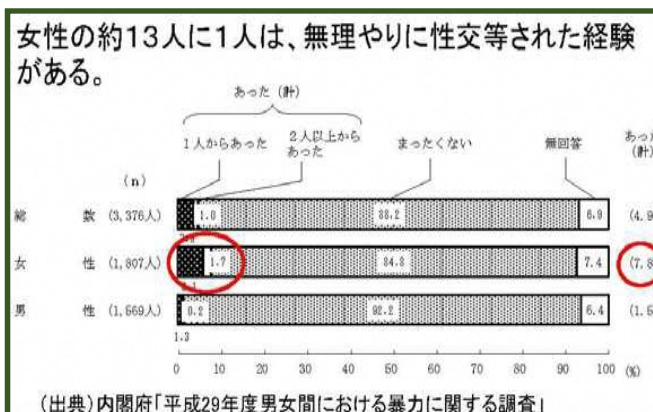
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本認識のポイント

配偶者からの暴力の被害経験

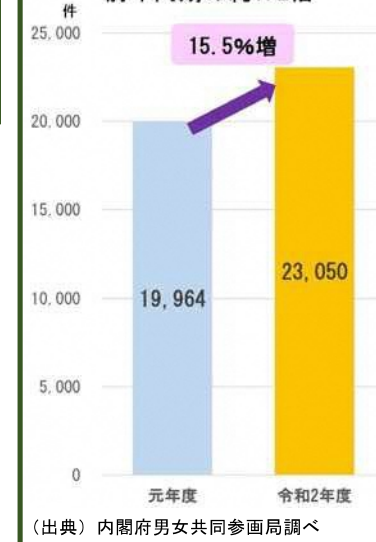


無理やりに性交された経験



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数
(令和2年4～9月)

4～9月の相談件数は
前年同期の約1.2倍



DV相談件数(令和2年4月～12月)



- 女性に対する暴力は、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害**である。その予防と被害回復のための取組を推進し、**暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。**
- 女性に対する暴力根絶には、**社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。**被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、**被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。**
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、相談体制の整備を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要。**

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

主な具体的取組と成果目標（性犯罪・性暴力対策）

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた事項に関して令和2年度を目途に検討を行い、令和3年度以降にその結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を推進するとともに、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、被害者が相談につながりやすい体制の整備を図る。
- ・生命の尊さを学び生命（いのち）を大切にする教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底するとともに、教員免許状の管理の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。
- ・教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

項目	現状	成果目標（期限）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

〇目的

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

〇求められる核となる機能

- ・支援のコーディネート・相談
- ・産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

〇運営主体（都道府県、公益社団法人、民間団体等）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号



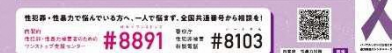
女性に対する暴力をなくす運動
(令和2年度)
重点テーマ「性暴力を、なくそう」

勝手にYESと
思い込むのはNO!



相手の同意のない性的な行為は、
性暴力です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間



第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

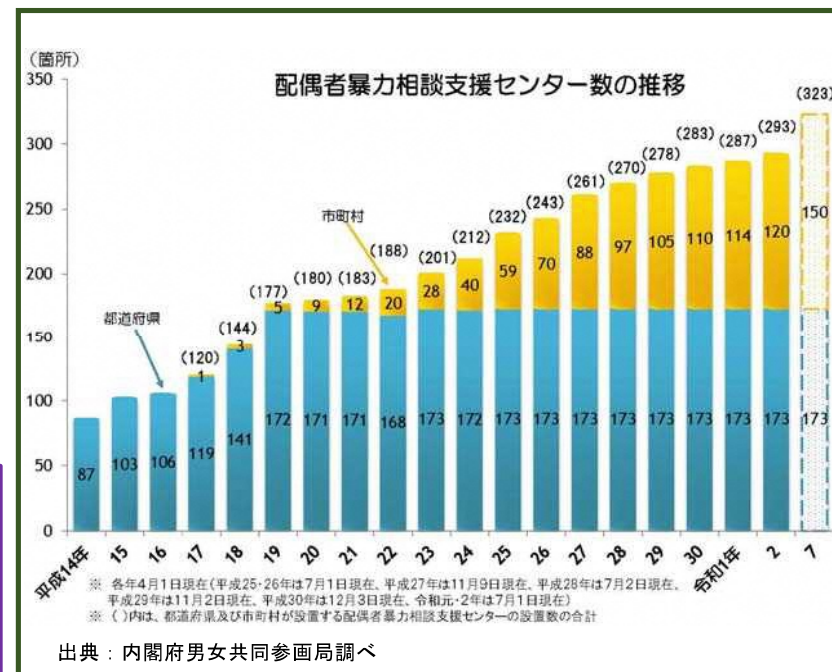
主な具体的取組と成果目標（DV対策）

- ・配偶者等からの暴力の防止に関し、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずる。
- ・被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組を推進するなど、被害者支援の充実を図る。
- ・全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知やSNS等を活用した相談等を推進する。
- ・加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携したプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関の連携協力を推進する。

項目	現状	成果目標 (期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

DV相談ナビ（全国共通短縮番号）

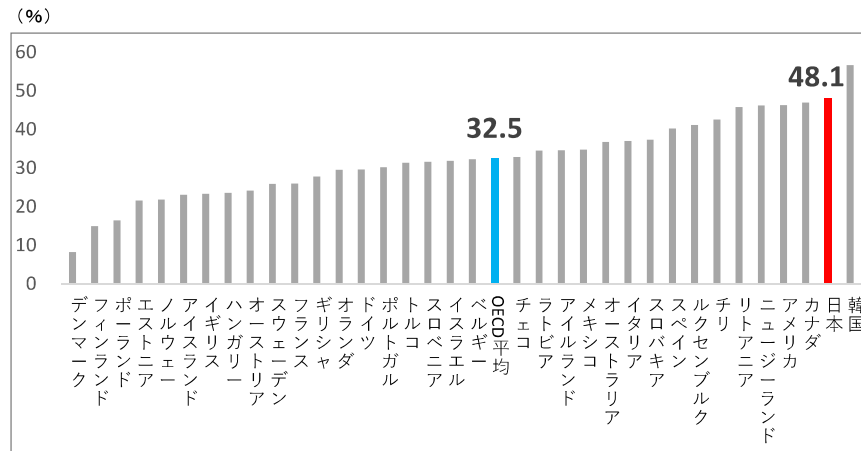
DV相談プラス



第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

基本認識のポイント

ひとり親世帯の相対的貧困率（OECD35か国中34位）



（出所）・日本の相対的貧困率は、厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」
・OECD, Family Databaseの加盟国の最新データに日本の2018年のデータを当てはめて順位化したもの

ひとり親世帯の就業状況等

平成28年(2016年)	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち 正規	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち 非正規	52.3%	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
平均年間就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

（出所）・母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）」
・一般世帯は総務省「労働力調査（平成28年）15～64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査（平成28年）」

- 経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、**女性は貧困等生活上の困難に陥りやすい**。
- 我が国のひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%（平成30（2018）年）で、OECD35か国中34位となっている。
- セーフティネットの機能として、**貧困等生活上の困難に対する多様な支援**を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努める必要がある。
- 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしている。
平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化。平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。様々な属性の人々についての正しい理解を広め、**社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める**ことが必要である。

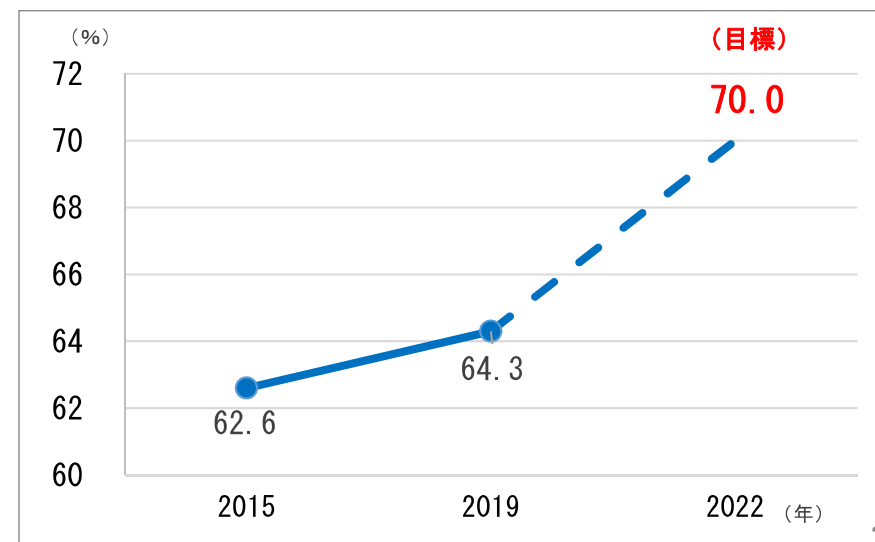
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

主な具体的取組と成果目標

- ・ **ひとり親家庭等への総合的な支援**を展開するとともに、支援情報の提供を行う。
- ・ **養育費の取決め等を促進**するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発等を行う。実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、**養育費制度を見直すための法改正を検討**する。
- ・ 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの就業確保措置の着実・円滑な実施や、65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、**高齢男女の就業を促進**するとともに、能力開発のための支援を行う。
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律や障害者雇用対策基本方針等を踏まえた就労支援を行う。
- ・ 女性であることで更に**複合的に困難な状況に置かれている場合等について**、可能なものについては実態の把握に努め、**人権教育・啓発活動の促進**や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

項目	現状	成果目標 (期限)
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	70% (2022年度)
65歳から69歳までの就業率	—	男女計： 51.6% (2025年)
障害者の実雇用率 (民間企業)	2.11% (2019年6月)	2.3% (2022年)

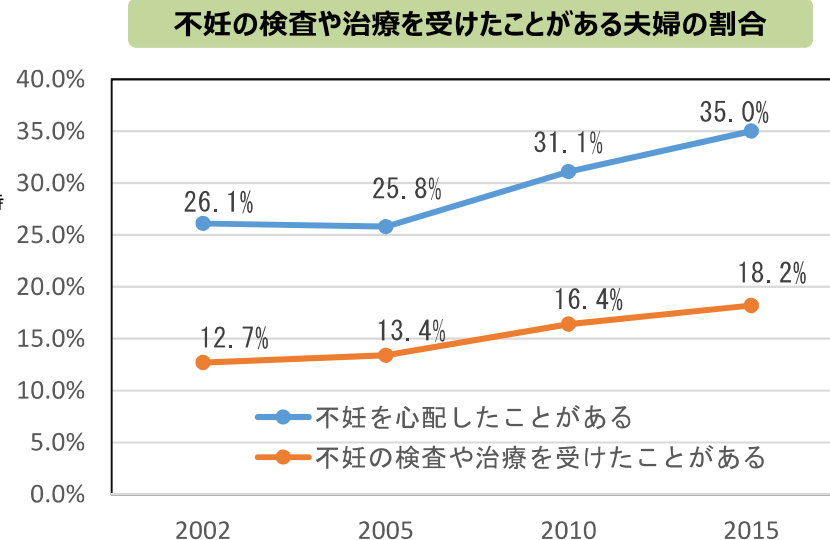
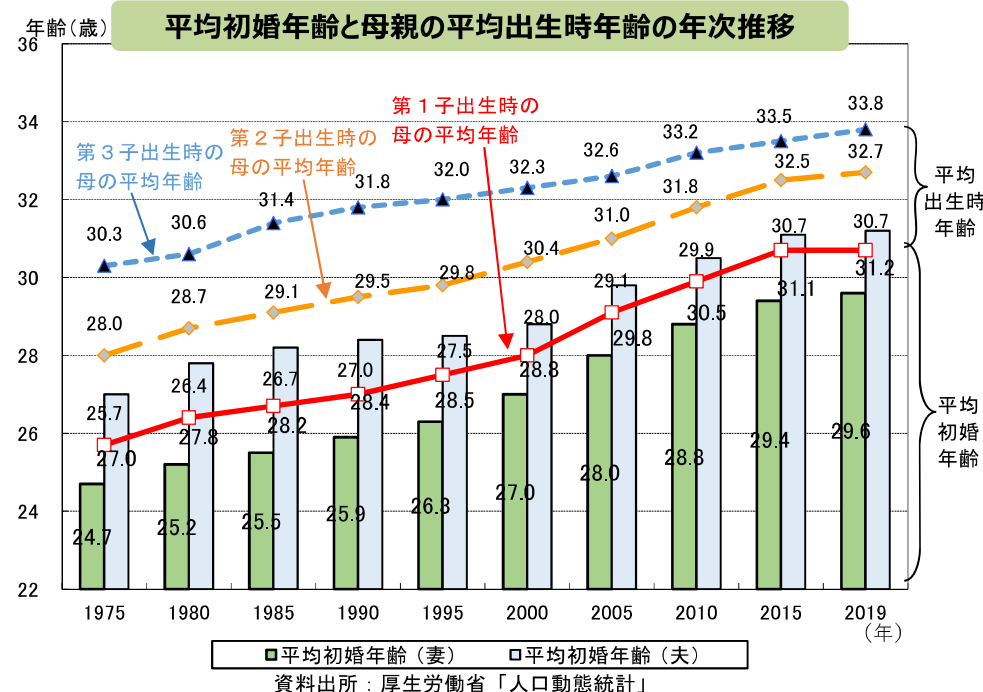
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合



(出所)法務省民事局調べ ※出所は、実績値の出所を示すもの。

第7分野 生涯を通じた健康支援

基本認識のポイント



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）
 （注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

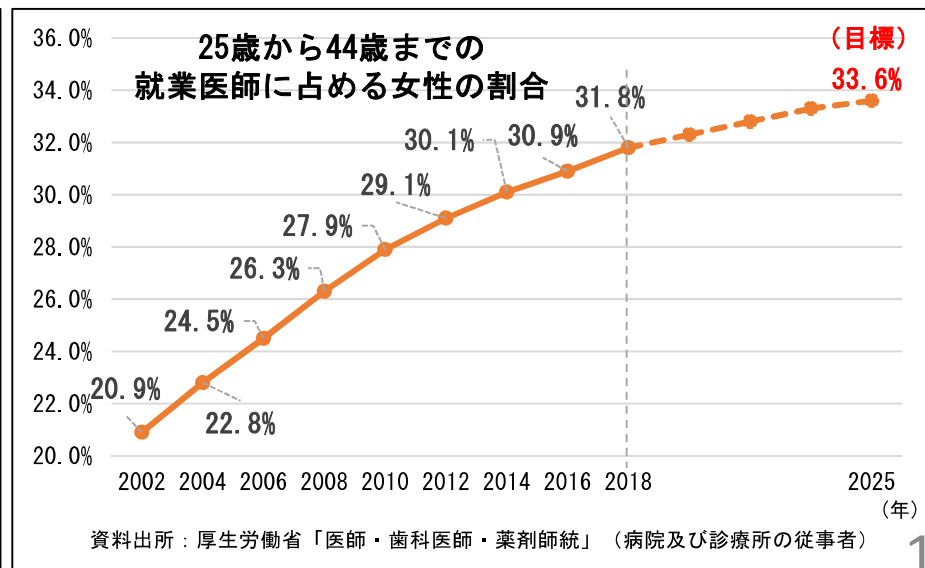
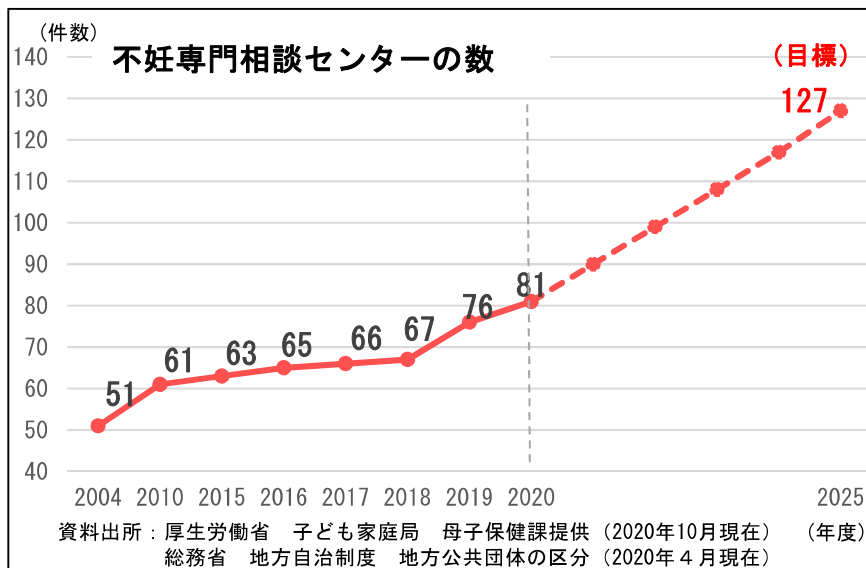
- 男女が互いの**身体的性差を十分に理解**し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提。
- 女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**」の視点が殊に重要。
- 健康の社会的決定要因とその影響は男女で異なる。**性差に応じた的確な保健・医療**を受けることが必要。
- 近年、**生涯出産数の減少**による月経回数増加、**晩婚化**等による**初産年齢の上昇**、**平均寿命の伸長**など様々な要因により女性の疾病構造が変化。
- 不妊治療**を希望する男女が増えており、**経済的負担の軽減**や、**仕事との両立支援**が求められる。
- 人生100年時代**を見据え、**更なる活躍や健康寿命の延伸**のために、**更年期前後からの健康支援**が重要。
- 新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える**妊産婦が安心して出産や育児**をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが重要。
- 医師の働き方改革**を進めるとともに、政策・方針決定過程への**女性の参画拡大**を働きかける。
- 女性スポーツ競技者が、健康で活躍できる環境を整備**するとともに、**引退後も活躍できるような支援**が必要。

第7分野 生涯を通じた健康支援

主な具体的取組と成果目標

- ・子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。
- ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、薬局で処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう検討する。
- ・不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備を進める。
- ・若年層に対して、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを含む、健康に関する包括的な教育・普及啓発を実施し、相談体制を整備する。
- ・職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。
- ・女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革や、指導的地位に占める割合を高める等取組を推進する。
- ・「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の割合（40%）達成に向けた具体策の策定を支援する。
- ・競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。また、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育の実施を推進する。

項目	現状	成果目標（期限）
不妊専門相談センターの数	81都道府県市 (2020年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (2025年度)
25歳から44歳までの 就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)



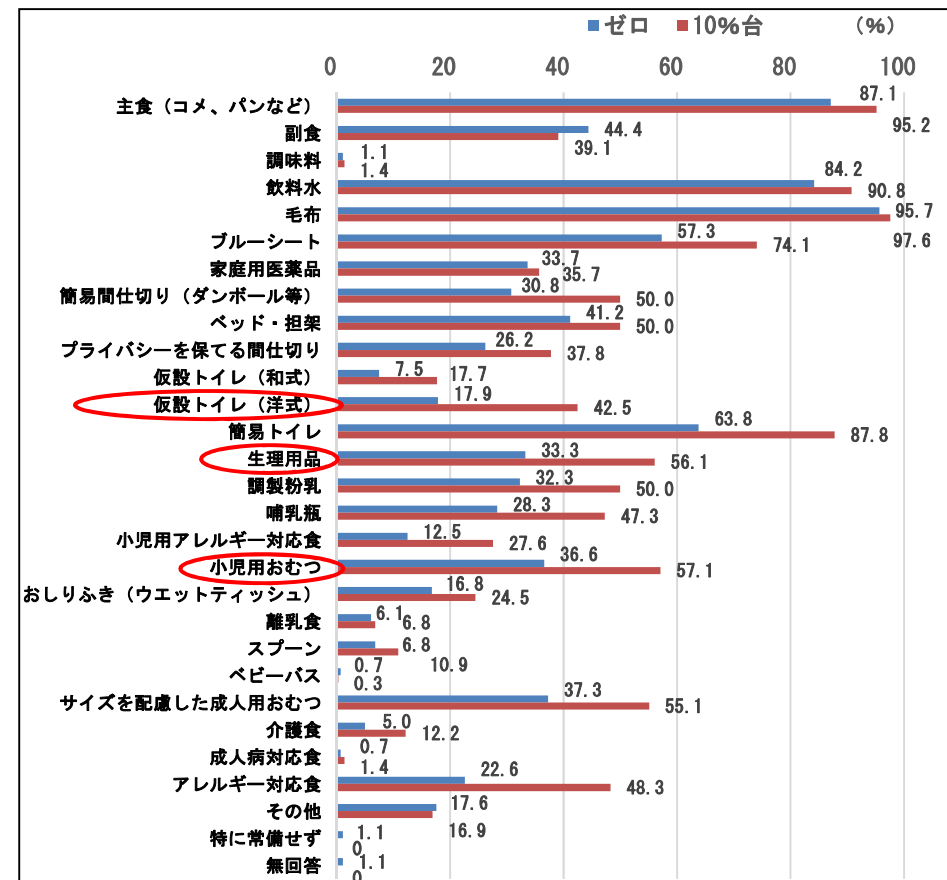
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

基本認識のポイント

- 人口の51.3%は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- 非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダー課題（家事・育児・介護の女性への集中、DV、性被害・性暴力など）が拡大・強化される。よって平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要。
- しかし、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況。
- このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であるという認識を共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。

防災会議の女性委員の割合による常時備蓄の状況

地域防災計画での常備備蓄の内容について、市区町村の防災会議における女性委員割合の比率がゼロと10%台を比較すると、女性委員割合が高い方が、各種生活用品を常備備蓄とする比率が高い。



- ・生理用品（女性委員比率ゼロ：33.3%、同10%台：56.1%）
- ・小児用おむつ（ゼロ：36.6%、10%台：57.1%）
- ・洋式仮設トイレ（ゼロ：17.9%、10%台：42.5%）

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

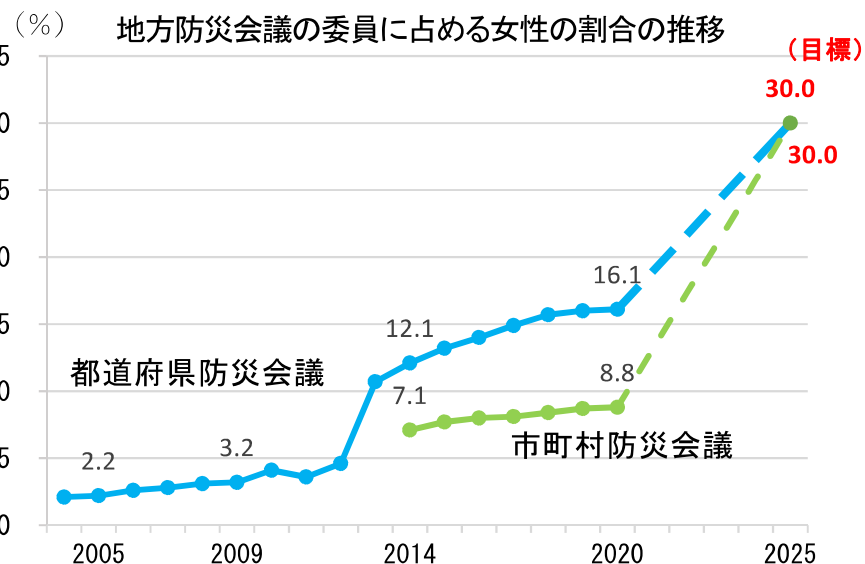
主な具体的取組と成果目標

- ・都道府県防災会議における女性委員の割合について、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進する。
- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。
- ・男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、男女共同参画センター間の相互支援を促す。
- ・全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」する。
- ・平常時より、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%（早期）、 更に30%を目指す（2025年）

ガイドラインの主な内容

- ☐ 避難所の責任者には男女両方を配置する
- ☐ プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- ☐ 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- ☐ 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- ☐ 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- ☐ 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する



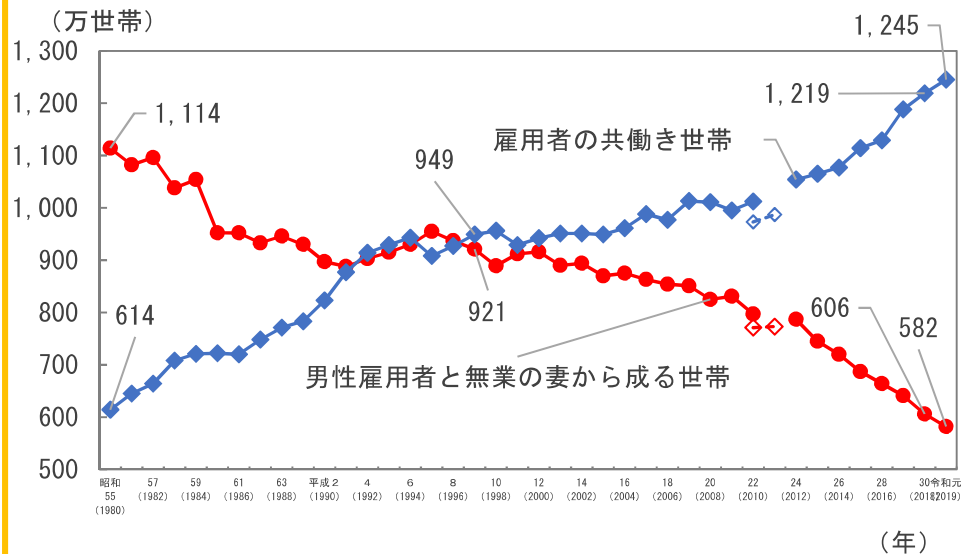
資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性にする施策の推進状況」

※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

第9分野 各種制度等の整備

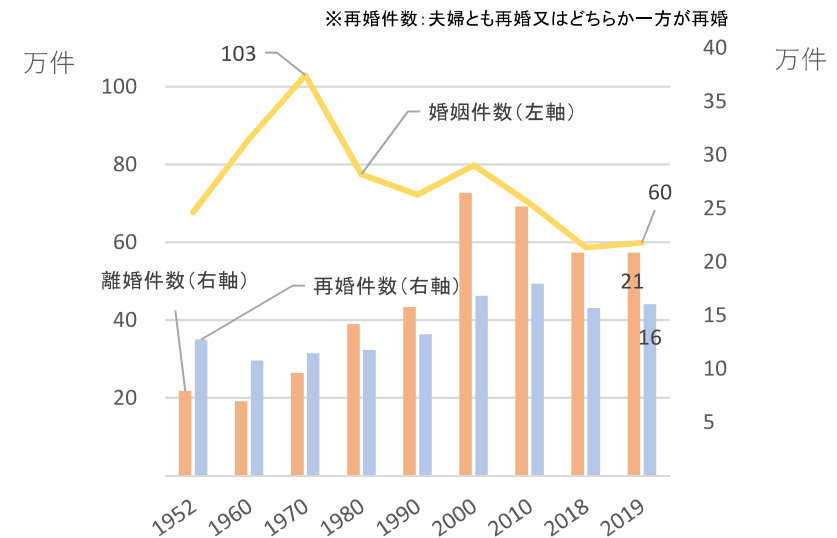
基本認識のポイント

共働き等世帯数の推移



(出典)昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

結婚・離婚・再婚件数の年次推移



(出典)厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より作成

- **社会制度や慣行は**、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、**結果的に男女に中立に機能しない場合**がある。
- 個人の働き方の多様化、家族形態が急速に変化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。このため、**税制や社会保障制度をはじめとする社会制度の全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直す**必要がある。
- 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。
- コロナ下で顕在化した課題を踏まえ、各種給付金等**様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう**各種制度等の見直しを強力に進める。特に、**各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう**、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進める。

第9分野 各種制度等の整備

主な具体的取組と成果目標

【働く意欲を阻害しない制度等の検討】

- ・個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。
- ・社会保障制度は、更なる被用者保険の適用拡大を進める。第3号被保険者については、縮小する方向で検討を進める。

【家族に関する法制の整備等】※選択的夫婦別氏制度

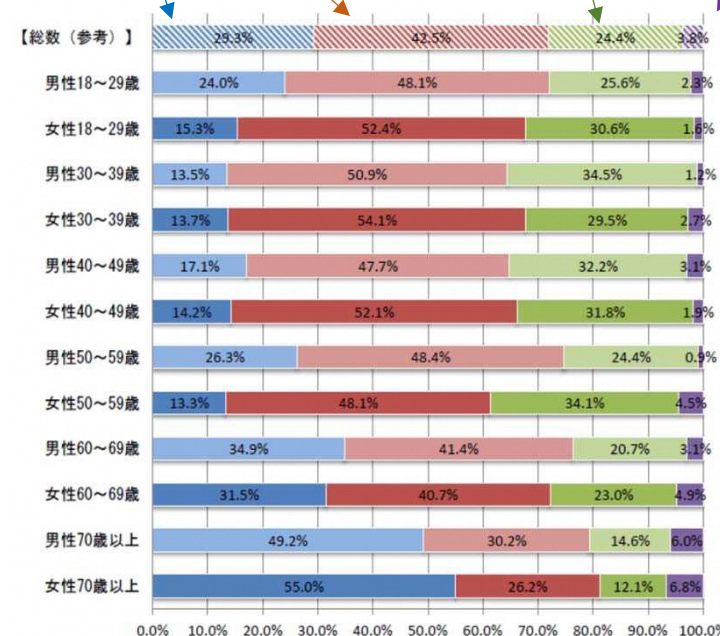
- ・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。
- ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

【男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備】

- ・「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。
- ・住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備等を推進する。

選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきであり、法律を改める必要はない
 夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない
 法律を改めてもかまわない
 わからない



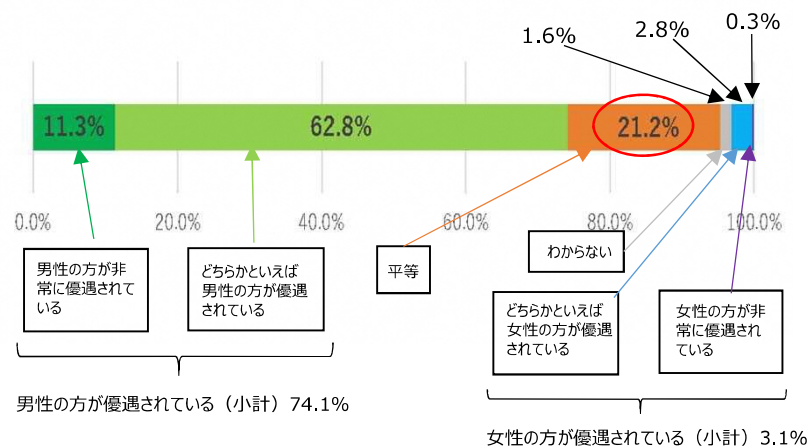
（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」

項目	現状	成果目標 （期限）
保育所等待機児童数	12,439人 （2020年4月）	「新子育て安心プラン」を踏まえ設定
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 （2019年5月）	152万人 （2023年度末）

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

基本認識のポイント

社会全体における男女の地位の平等感



(出典) 内閣府「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」

学校教育及びメディア分野の方策・方針決定過程の女性参画

【中学校校長の女性割合】

	女性教員の割合	女性校長の割合
日本	42.2%	7.0%
参加48か国平均	69.2%	48.9%

(出典) OECD国際教員指導環境調査 (2018)

【メディア関係団体の役員に占める女性の割合】

	管理職の割合
日本新聞協会	0%
日本民間放送連盟	0%
日本放送協会	8%

(出典) 内閣府女性の政策・方針決定参画状況調べ (2020)

○「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「**男性の方が優遇されている**」と回答した者の割合は**74.1%**である一方、「**平等**」と回答した者の割合は**21.2%**。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された**固定的な性別役割分担意識**や性差に関する偏見・固定観念、**無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**があることが挙げられる。

○このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在。**子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要。**

○以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、**固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図る。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性参画を促進。**

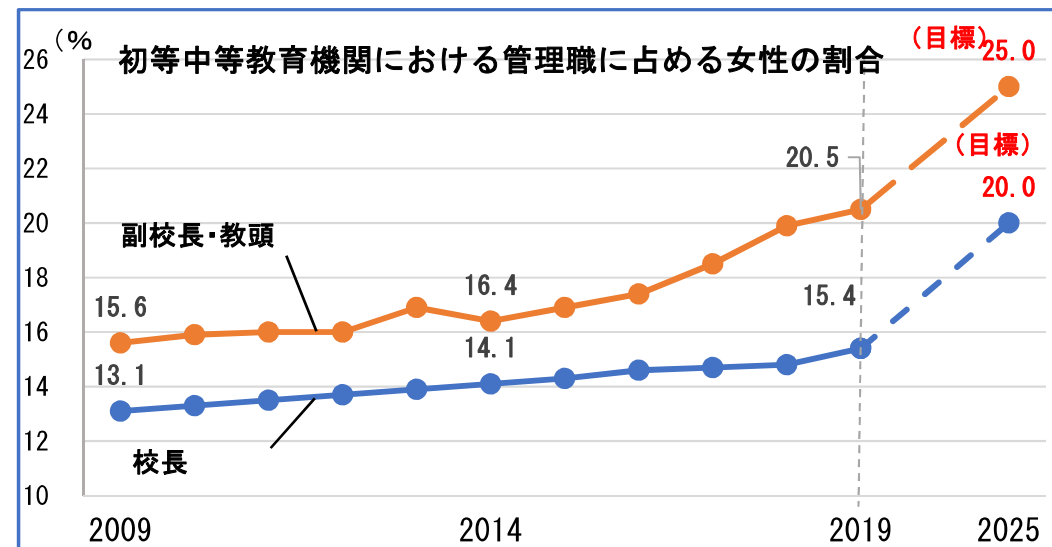
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

主な具体的取組と成果目標

【教育分野】

- ・教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという目標を達成するため、教員の養成・採用・育成の各段階に男女共同参画の視点を取り入れ、**校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。**
- ・教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ、**教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。**特に、学校においては**校長への女性の登用を一層促進する。**ポジティブ・アクションなどを通じて、女性教員の育成を図る。

項目	現状	成果目標 (期限)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)



【メディア分野】

項目	現状	成果目標 (期限)
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼすべてを目標としつつ、 当面50% (2025年)

- ・「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」(4月)、「男女共同参画週間」(6/23-29)、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(6月)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)の実施等を通じ、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。
- ・メディア分野等における**政策・方針決定過程への女性の参画拡大**を図るとともにメディアと行政の間で**セクシュアルハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止**を図る。

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

基本認識のポイント

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされている。これらの重みを十分に認識し、施策を強力に推進するための体制（国内本部機構）の機能の充実・強化を図り、政府が行うあらゆる取組で常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策に反映（ジェンダー主流化）。
- 女子差別撤廃条約を積極的に遵守、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。
- G7、G20、APEC、OECD等における首脳級・閣僚級での国際合意を確実に実施するとともに、国際的な議論や取組に積極的に貢献。
- 政府開発援助（ODA）におけるジェンダー主流化の推進、国連安保理決議第1325号等を踏まえた取組により、女性・女児のエンパワーメントやジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献。
- 国際的な議論や関連する政府の取組について国民の理解を深めるための情報提供を行うとともに、政府機関のみならず、国連を含む各種国際機関、地方公共団体、民間部門、市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力・対話を実施。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国連総会

「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」



ステートメントを述べる橋本大臣

APEC 女性と経済フォーラム2020



会議の様子（会議に参加する橋本大臣）

第 1 1 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

主な具体的取組と成果目標

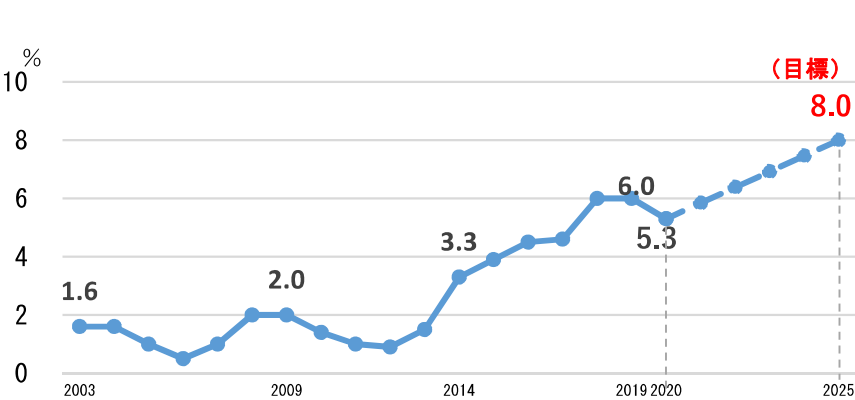
- ・ SDGs 実施指針改定版を踏まえ、SDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施する。グローバル指標に基づき、SDGs におけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握する。
- ・ 女子差別撤廃委員会から総括所見等に関し、男女共同参画会議は、対応方針の報告を求め必要な取組等を政府に対して要請する。国連女性の地位委員会等の国際会議において我が国の取組を積極的に情報発信していく。UN Women等と連携を図る。
- ・ G 7、G 20、APEC、OECDなどの首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、施策の改善に活かす。我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、政策決定、取組方針に貢献する。
- ・ 国連安保理決議第1325号を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を実施する。
- ・ 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。

項目	現状	成果目標（期限）
在外公館の各役職段階に占める女性の割合		
公使、参事官以上	7.4%（※） （2020年 7 月）	10% （2025年）
特命全権大使、総領事	5.3%（※※） （2020年 7 月）	8 % （2025年）

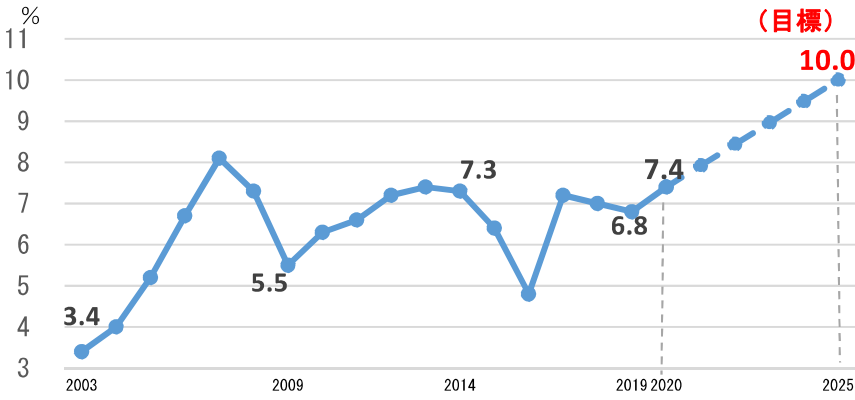
※543人中40人

※※226人中12人

在外公館の特命全権大使、総領事に占める女性の割合



在外公館の公使、参事官に占める女性の割合



資料出所:内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和 2 年）、外務省 ※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

IV 推進体制の整備・強化 基本認識のポイント

○あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映することが重要。国内の推進体制の充実・強化を図り、特に、監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。

○地域における取組が極めて重要。地方公共団体が、男女共同参画センターをはじめ地域の関係機関・団体とともに、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、支援の充実を図る。

主な具体的取組と成果目標

【男女共同参画会議】

- 男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本部機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。また、男女共同参画会議において、5次計画の実効性を高めるために**集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議**を行う。

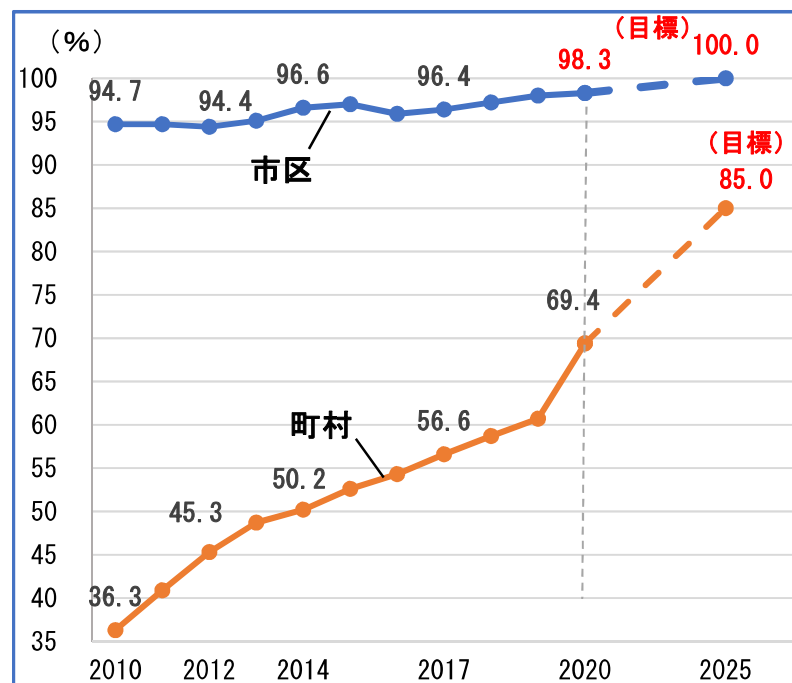
【ジェンダー統計】

- ジェンダー統計の充実**の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。

【地域における取組】

- 市町村男女共同参画計画**の策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより男女共同参画についての理解を促進し、**全ての市町村において計画が策定されるよう促す**。
- 男女共同参画センター**が、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会とも連携しながら、**ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進**などを行う。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、**男女共同参画センターの果たす役割を明確**にし、関係機関等との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。

男女共同参画計画の策定率（市町村）



項目	現状	成果目標 (期限)
男女共同参画 計画の策定率 (市町村)	市区:98.3% 町村:69.4% (2020 年)	市区:100% 町村:85% (2025 年)